

「道の駅しもにた」再整備に伴うプロデュース及び設計委託業務
 プロポーザル参加意向申出書等に関する【質問及び回答】

No.	質問内容	回答
1	<p>【(様式4) 業務実績表】</p> <p>実績件数や構成員の実績に関して過去5年以内とありますが、5年に限らず過去の実績ということで提示させていただいてよろしいでしょうか。</p>	<p>提示可能です。</p> <p>ただし、記載する場合は欄を追加し、「5年以内」・「6年～15年以内」、及び「県内」・「県外」に分けて記載してください。</p>
2	<p>【仕様書：第2. 業務内容(1)「道の駅しもにた」再整備プロデュース業務】</p> <p>「道の駅しもにた」の現在の指定管理者の指定期間は平成30年度までとなっていますが、仕様書記載の「③道の駅指定管理者へのマネージメント」とは、現在の指定管理者に対する再整備後に備えた施設経営・運営指導等を実施するという意味でしょうか。それとも、再整備時には新たに指定管理者を選定するご予定でしょうか。</p>	<p>前者のとおりです。</p> <p>現在、新たな指定管理者の指定は想定していません。</p>
3	<p>【仕様書：第2. 業務内容(1)「道の駅しもにた」再整備プロデュース業務】</p> <p>本業務の受託者が、再整備後の道の駅の指定管理者となることは可能でしょうか。</p>	<p>上記回答のとおりです。</p>
4	<p>【プロポーザル実施要領：7. 参加資格【A】(1)】</p> <p>参加資格として「群馬県内において、道の駅又は道の駅に類似する施設(以下「道の駅等」という。)について、プロデュース・マネージメント・設計等の実績を有すること。」とありますが、当該実績のいずれかについて1件以上有する場合、参加資格を認めるという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
5	<p>【プロポーザル実施要領：6. 審査基準(1) 一次審査(書類審査)】</p> <p>様式2-1または2-2に記載する同種又は類似業務の実績とは、参加資格要件としての実績のほか、(群馬県外を含む)道の駅等の実績を記載し、また、実績数が多いほど評価が高くなるという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>(様式2-1)及び(様式2-2)では「同種又は類似業務」等の実績を求め、様式下段の※印のとおり、各種3件までの記載とし、実績内容を総合的に評価(様式3も同様)します。</p> <p>実績件数については(様式4)で提示し、実績件数は評価対象となりますが、「過去何年以内・県内・県外」により評価は異なります。</p>

6	<p>【プロポーザル実施要領：6. 審査基準（1）一次審査（書類審査）】</p> <p>同種業務と類似業務の違い及び評価事項との関係をご教示下さい。</p>	<p>同種とは「道の駅」に関する施設、類似とは「プロポーザル実施要領：7. 参加資格【A】（1）※1.」の施設をいい、それらを称して「道の駅等」という。また、業務は整備プロデュース・運営会社マネージメント・建築設計をいう。評価は同種業務の方が高くなります。</p>
7	<p>【プロポーザル実施要領：6. 審査基準（1）一次審査（書類審査）】</p> <p>「道の駅等の運営会社マネージメントに関する実績」には、自社で現在運営する道の駅等の運営（指定管理等）実績は含まれるでしょうか。</p>	<p>含まれます。</p>